

2025 年度
社会保険労務士コース
教材改正・訂正情報

* 2024 年度以前の教材をお持ちの方は、改正・訂正情報の参照頁が異なる場合もあります。
改正情報等の最新情報を参考にしてご活用ください。

『社会保険労務士コース』において、テキスト、マスターノートに関わる法律が一部改正されました。本冊子における法改正等の情報は、時系列に記載されています（最新の情報が最後）ので、ご注意ください。

目 次

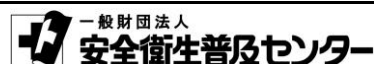
- 1 . 教材改正 訂正情報 vol 1 2025.2.1
- 2 . 教材改正 訂正情報 vol 2 2025.3.1
- 3 . 教材改正 訂正情報 vol 3 2025.4.1
- 4 . 教材改正 訂正情報 vol 4 2025.5.1
- 5 . 教材改正 訂正情報 vol 5 2025.6.1



教材改正 訂正情報

vol 1 2025. 2. 1

この情報は、2025 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の変更又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



健康保険法の改正

概 要

<入院時食事療養費及び入院時生活療養費の改正>

① 入院時食事療養費に係る「食事療養標準負担額」が以下のように改正された。

① 一般の被保険者 → 1食につき490円

② 低所得者（市町村民税非課税対象者） → 1食につき230円

※入院日数が90日を超える場合 → 1食につき180円

② 入院時生活療養費に係る「生活療養標準負担額」のうち、「食費」に係る部分が以下のように改正された。

① 一般又は上位所得被保険者 → 1食につき490円

② 低所得者（市町村民税非課税対象者） → 1食につき230円

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
104・上7	令和 <u>2</u> 年度	令和 <u>4</u> 年度
104・上8	令和 <u>3</u> 年度から令和 <u>5</u> 年度	令和 <u>5</u> 年度から令和 <u>7</u> 年度
104・上9	令和 <u>7</u> 年度	令和 <u>9</u> 年度

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
83・上 2	1 食につき <u>460</u> 円	1 食につき <u>490</u> 円
83・上 3	1 食につき <u>210</u> 円	1 食につき <u>230</u> 円
83・上 4	<u>160</u> 円	<u>180</u> 円
83・上 5	1 食につき <u>100</u> 円	1 食につき <u>110</u> 円
84・上 7	1 食につき <u>460</u> 円（ <u>420</u> 円（注 1）， <u>260</u> 円（注 2））	1 食につき <u>490</u> 円（ <u>450</u> 円（注 1）， <u>280</u> 円（注 2））
84・上 9	1 食につき <u>210</u> 円	1 食につき <u>230</u> 円
84・上 11	1 食につき <u>130</u> 円	1 食につき <u>140</u> 円

〔社会保険に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
60・上 3	1 人につき 15,000 円	1 人につき 15,000 円（第 3 子以降は， <u>30,000 円</u> ）

<マスターノート>

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
13・下 14	<u>460</u> 円	<u>490</u> 円



教材改正 訂正情報

vol 2 2025. 3. 1

この情報は、2025 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



一般財団法人

安全衛生普及センター

健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法等の改正

概 要

(1) 健康保険法の改正

＜令和7年度の協会健保の介護保険料率の引下げ（1.60%→1.59%）＞

(2) 令和7年度の年金額の改定（国民年金法・厚生年金保険法）

＜令和7年度の年金額は、前年度から1.9%の引き上げ＞

- ① 国民年金及び厚生年金保険の年金額は、新規裁定者（67歳以下の受給権者）は「名目手取り賃金変動率」を、既裁定者（68歳以上の受給権者）は「物価変動率」を用いて改定されるが、「物価変動率」が「名目手取り賃金変動率」を上回る場合には、新規裁定者及び既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することとされている。
- ② 令和7年度の年金額の改定の指標となる「名目手取り賃金変動率」は「+2.3%」，「物価変動率」は「+2.7%」となった。「物価変動率」が「名目手取り賃金変動率」を上回ったことから、令和7年度の年金額は、本来、「名目手取り賃金変動率」の2.3%を用いて計算することとなるが、令和7年度は、「マクロ経済スライド」による調整率（-0.4%）が適用されることから、令和7年度の年金額は、前年度から1.9%（2.3%-0.4%）の引き上げとなった。

＜参考＞ 令和7年度の年金額改定に係る各指標

- ① 名目手取り賃金変動率・・・2.3%
- ② 物価変動率・・・2.7%
- ③ マクロ経済スライドによる「スライド調整率」・・・▲0.4%

令和7年度の年金額及び年金額の改定に伴うテキストの訂正については、「教材改正・訂正情報（vol.3）」でご案内（2月末現在、未公表の年金額があるため）します。

(3) 厚生年金保険法の改正

60 歳台前半及び 60 歳台後半の老齢厚生年金の在職老齢年金に係る「支給停止調整額が、令和 6 年度の「50 万円」から 1 万円引き上げられ、令和 7 年度は「51 万円」が適用されることとなった。

<労働保険徴収法・健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法>

(4) 令和 7 年に適用される延滞金の率

延滞金の割合は、当分の間の措置として、各年の特例基準割合（銀行の新規の短期貸出約定平均年利をベースにして財務大臣が告示する割合に年 1%を加算した割合）が年 7.3%に満たない場合には、法定の「年 14.6%」の割合は、特例基準割合に年 7.3%を加算した割合、法定の「年 7.3%」の割合は、特例基準割合に年 1%を加算した割合とされる。

令和 7 年の特例基準割合が 1.4%となったことから、延滞金の率は、以下のようになった。

① 労働保険料

① 納期限の翌日から 2 か月を経過する日まで → 2.4%

② 納期限の翌日から 2 か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「労働保険徴収法」73 頁参照

② 健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法

① 納期限の翌日から 3 か月を経過する日まで → 2.4%

② 納期限の翌日から 3 か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「健康保険法」169 頁・「国民年金法」139 頁・「厚生年金保険法」178 頁参照

<社会保険に関する一般常識>

(5) 年金生活者支援給付金の令和 7 年度価額

① 老齢年金生活者支援給付金（以下の②と③の合計額）

② $5,450 \text{ 円} \times \text{保険料納付済期間の月数} / 480$

③ $A \times \text{保険料免除期間の月数} / 480$

※ A の額は、保険料全額免除・4 分の 3 免除・半額免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の 6 分の 1 に相当する額。保険料 4 分の 1 免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の 12 分の 1 に相当する額。

② 障害年金生活者支援給付金

① 障害等級の 1 級に該当する額 6,813 円

② 障害等級の 2 級に該当する額 5,450 円

③ 遺族年金生活者支援給付金

5,450 円（遺族基礎年金の受給権者である子が 2 人以上ある場合は、5,450 円に当該子の数で除して得た額）

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
160・上15	1000 分の <u>16.0</u>	1000 分の <u>15.9</u>

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「 <u>50万円</u> 」を「 <u>51万円</u> 」に修正 「84 頁・下 22」, 「84 頁・下 20」, 「84 頁・下 19」, 「84 頁・下 9」, 「85 頁・上 5」, 「85 頁・上 17」, 「96 頁・上 5」, 「96 頁・上 7」, 「96 頁・上 8」, 「96 頁・下 4」	
—	※以下の「頁・行」の「 <u>500,000円</u> 」を「 <u>510,000円</u> 」に修正 「84 頁・下 10」, 「84 頁・下 4」, 「96 頁・上 17」, 「96 頁・下 13」	
84・下 2～ 85・上 2	※以下に修正 「 <u>1,140,000円</u> { (200,000円 + 500,000円 - <u>510,000円</u>) × 1/2 × 12 } 」となる。 したがって、支給される年金月額は、「 <u>105,000円</u> { (2,400,000円 (老齢厚生年金の額) - <u>1,140,000円</u> (支給停止基準額)) ÷ 12 } 」となる。 ※支給停止される年金の月額は、 <u>95,000円</u> { (200,000円 + 500,000円 - <u>510,000円</u>) × 1/2 }	
85・上 8	令和 <u>6</u> 年 4 月において、	令和 <u>7</u> 年 4 月において、
85・上 11	<u>60,000円</u>	<u>55,000円</u>
96・下 15～ 下 7	※以下に修正 ・総報酬月額相当額 = 380,000円 … ① ・基本月額 = 200,000円 … ② ① + ② = 580,000円 > <u>510,000円</u> この場合は、「(580,000円 - <u>510,000円</u>) × 1/2 = <u>35,000円</u> 」が支給停止となるため、支給される年金月額は、 <u>165,000円</u> (200,000円 - <u>35,000円</u> = <u>165,000円</u>) となる。	
96・下 8～下 7	㊸のケースは、支給停止基準額は <u>420,000円</u> (<u>35,000円</u> × 12) となるため、支給される老齢厚生年金の額は、 <u>1,980,000円</u> (2,400,000円 (200,000円 × 12) - <u>420,000円</u>) となる。	
97・上 3	「47 万円 (令和 6 年度は 50 万円) 」	「47 万円 (令和 7 年度は 51 万円) 」
204・下 16	(100,000円 + <u>520,000円</u> - <u>500,000円</u>) × 1/2 = <u>60,000円</u>	(100,000円 + <u>520,000円</u> - <u>510,000円</u>) × 1/2 = <u>55,000円</u>

206・上 8	<u>145,000 円</u>	<u>150,000 円</u>
206・上 10	200,000 円－（410,000 円＋200,000 円－ <u>500,000 円</u> ）×1/2= <u>145,000 円</u>	200,000 円－（410,000 円＋200,000 円－ <u>510,000 円</u> ）×1/2= <u>150,000 円</u>

〔社会保険に関する一般常識〕

—	※以下の「頁・行」の「 <u>5,000 円</u> 」を「 <u>5,450 円（令和 7 年度価額）</u> 」に修正 「163 頁・下 1」，「165 頁・上 4」，「165 頁・下 8」，「165 頁・下 7」	
165・上 3	<u>6,250 円</u>	<u>6,813 円（令和 7 年度価額）</u>

<マスターノート>

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
21・上 20	1,000 分の <u>16.0</u>	1,000 分の <u>15.9</u>
—	※以下の「頁・行」の「 <u>50 万円</u> 」を「 <u>51 万円</u> 」に修正 「71 頁・上 15」，「71 頁・下 11」，「71 頁・下 10」，「71 頁・下 9」，「71 頁・下 6」， 「77 頁・上 10」，「77 頁・下 8」，「77 頁・下 7」，「77 頁・下 6」，「77 頁・下 3」	



教材改正 訂正情報

この情報は、2025 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 3 2025. 4. 1



令和 7 年度の雇用保険率・国民年金及び厚生年金保険の年金額

概 要

(1) 令和 7 年度の雇用保険率

令和7年度に適用される雇用保険率は、令和6年度から1,000分の1引き下げられ、以下のとおりとなった。

- ㊦ 一般の事業 1,000分の14.5
- ㊧ 建設の事業を除く特掲事業 1,000分の16.5
- ㊨ 建設の事業 1,000分の17.5

(2) 令和7年度の年金額（国民年金法・厚生年金保険法）

●令和 7 年度の年金

給 付		新規裁定者	既裁定者
国 民 年 金	老齢基礎年金額（満額）	831,700 円	829,300 円
	障害基礎年金額（1 級）	1,039,625 円	1,036,625 円
	障害基礎年金額（2 級）	831,700 円	829,300 円
	遺族基礎年金額	831,700 円	829,300 円
	障害・遺族基礎年金の子の加算額		
	・第 1 子，第 2 子	239,300 円	239,300 円
	・第 3 子以降	79,800 円	79,800 円
	・振替加算額算出の基礎となる額	239,300 円	239,300 円
厚 生 年 金 保 険	老齢厚生年金の加給年金額		
	・配偶者	239,300 円	239,300 円
	・第 1 子，第 2 子	239,300 円	239,300 円
	・第 3 子以降	79,800 円	79,800 円
	3 級障害厚生年金の最低保障額	623,800 円	622,000 円
	中高齢寡婦加算額	623,800 円	622,000 円

※表中の「新規裁定者」とは、67歳以下の受給権者のことをいい、「既裁定者」とは、68歳以上の受給権者のことをいう。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後		
31・下6	1,000 分の <u>15.5</u>	1,000 分の <u>14.5</u> (令和7年4月1日現在)		
31・下5	1,000 分の <u>17.5</u>	1,000 分の <u>16.5</u> (令和7年4月1日現在)		
31・下4	1,000 分の <u>18.5</u>	1,000 分の <u>17.5</u> (令和7年4月1日現在)		
77・上1～ 上7	※表を以下に差替え			
	事業の種類	二事業率相当	被保険者負担	事業主負担
	一般の事業 (雇用保険率 <u>14.5/1,000</u>)	3.5/1,000	<u>5.5/1,000</u>	<u>9/1,000</u>
	特掲事業(建設の事業を除く) (雇用保険率 <u>16.5/1,000</u>)	3.5/1,000	<u>6.5/1,000</u>	<u>10/1,000</u>
	建設の事業 (雇用保険率 <u>17.5/1,000</u>)	4.5/1,000	<u>6.5/1,000</u>	<u>11/1,000</u>

マスターノート（労働関係）の 83～84 頁の労働保険料の計算例に係る訂正については、「教材改正・訂正情報（vol.4）」でご案内します。

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和6年度」を「令和7年度」に修正 「53 頁・下2」，「54 頁・上1」，「54 頁・上9」，「56 頁・上5」，「60 頁・下4」，「61 頁・上7」，「62 頁・上8」，「78 頁・下7」，「78 頁・下5」，「79 頁・上2」，「79 頁・上7」，「90 頁・上8」，「91 頁・下15」，「91 頁・下5」	

—	※以下の「頁・行」の「816,000円」を「831,700円」に修正 「53 頁・下 2」, 「54 頁・上 2」, 「54 頁・上 12」, 「78 頁・下 6」, 「90 頁・上 8」, 「90 頁・上 10」, 「90 頁・下 13」, 「90 頁・下 12」, 「90 頁・下 11」, 「91 頁・下 17」, 「91 頁・下 12」, 「91 頁・下 11」, 「91 頁・下 10」, 「91 頁・下 4」																					
—	※以下の「頁・行」の「813,700円」を「829,300円」に修正 「54 頁・上 3」, 「56 頁・上 7」, 「62 頁・上 12」, 「78 頁・下 6」, 「90 頁・上 9」, 「90 頁・上 11」, 「91 頁・下 17」																					
—	※以下の「頁・行」の「234,800円」を「239,300円」に修正 「79 頁・上 1」, 「79 頁・上 8」, 「90 頁・上 12」, 「90 頁・下 13」, 「90 頁・下 12」, 「90 頁・下 11」, 「91 頁・下 16」, 「91 頁・下 11」, 「91 頁・下 10」, 「91 頁・下 4」																					
—	※以下の「頁・行」の「78,300円」を「79,800円」に修正 「79 頁・上 1」, 「79 頁・上 9」, 「90 頁・上 12」, 「90 頁・下 11」, 「90 頁・下 10」, 「91 頁・下 16」, 「91 頁・下 10」, 「91 頁・下 9」																					
60・下4～ 下 3	新規裁定者, 既裁定者ともに <u>234,800 円</u>	新規裁定者は, <u>239,300 円</u> , 既裁定者は, <u>238,600 円</u>																				
61・上2～ 上 6	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td><u>234,100 円</u></td><td><u>19,508 円</u></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td><u>15,732 円</u></td><td><u>1,311 円</u></td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	<u>234,100 円</u>	<u>19,508 円</u>	⋮	⋮	<u>15,732 円</u>	<u>1,311 円</u>	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td><u>238,600 円</u></td><td><u>19,883 円</u></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td><u>16,033 円</u></td><td><u>1,336 円</u></td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	<u>238,600 円</u>	<u>19,883 円</u>	⋮	⋮	<u>16,033 円</u>	<u>1,336 円</u>
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
<u>234,100 円</u>	<u>19,508 円</u>																					
⋮	⋮																					
<u>15,732 円</u>	<u>1,311 円</u>																					
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
<u>238,600 円</u>	<u>19,883 円</u>																					
⋮	⋮																					
<u>16,033 円</u>	<u>1,336 円</u>																					
65・下 3	1,000 分の 5) に当該年金の	1,000 分の 5 に当該年金の																				
78・下5～ 下 4	新規裁定者は, <u>1,020,000 円</u> , 既裁定者は, <u>1,017,125 円</u>	新規裁定者は, <u>1,039,625 円</u> , 既裁定者は, <u>1,036,625 円</u>																				

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後								
73・下 9～下 6	<table><tr><th>令和 6 年度価額</th></tr><tr><td><u>234,800</u> 円</td></tr><tr><td><u>234,800</u> 円</td></tr><tr><td><u>78,300</u> 円</td></tr></table>	令和 6 年度価額	<u>234,800</u> 円	<u>234,800</u> 円	<u>78,300</u> 円	<table><tr><th>令和 7 年度価額</th></tr><tr><td><u>239,300</u> 円</td></tr><tr><td><u>239,300</u> 円</td></tr><tr><td><u>79,800</u> 円</td></tr></table>	令和 7 年度価額	<u>239,300</u> 円	<u>239,300</u> 円	<u>79,800</u> 円
令和 6 年度価額										
<u>234,800</u> 円										
<u>234,800</u> 円										
<u>78,300</u> 円										
令和 7 年度価額										
<u>239,300</u> 円										
<u>239,300</u> 円										
<u>79,800</u> 円										

74・上12～ 上17	<u>令和6年度価額</u>	<u>令和7年度価額</u>
	<u>34,700円</u>	<u>35,400円</u>
	<u>69,300円</u>	<u>70,600円</u>
	<u>104,000円</u>	<u>106,000円</u>
	<u>138,600円</u>	<u>141,200円</u>
	<u>173,300円</u>	<u>176,600円</u>

<マスターノート>

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和6年度」を「令和7年度」に修正 「39頁・上17」, 「40頁・上2」, 「43頁・上13」, 「45頁・下7」, 「70頁・下8」	
40・上2	<u>234,100円</u> ～ <u>15,732円</u>	<u>238,600円</u> ～ <u>16,033円</u>
—	※以下の「頁・行」の「 <u>816,000円</u> 」を「 <u>831,700円</u> 」に修正 「39頁・上18」, 「39頁・下10」, 「43頁・上14」, 「43頁・上15」, 「45頁・下4」, 「45頁・下3」, 「45頁・下2」, 「46頁・上3(2箇所)」, 「46頁・上4」, 「45頁・ 上5」	
—	※以下の「頁・行」の「 <u>813,700円</u> 」を「 <u>829,300円</u> 」に修正 「39頁・上19」, 「39頁・下8」, 「43頁・上16」	
—	※以下の「頁・行」の「 <u>224,800円</u> 」を「 <u>239,300円</u> 」に修正 「43頁・下13」, 「45頁・下4」, 「45頁・下3」, 「45頁・下2」, 「46頁・上4」, 「46 頁・上5」, 「70頁・下7」, 「70頁・下5」	
—	※以下の「頁・行」の「 <u>78,300円</u> 」を「 <u>79,800円</u> 」に修正 「43頁・下12」, 「45頁・下2」, 「45頁・下1」, 「46頁・上5」, 「46頁・上6」, 「70頁・ 下4」	

法改正情報通信講座（合格必修通信講座 共通）

〔テキストNo.1〕

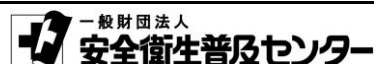
頁・行	訂 正 前	訂 正 後
17・上14	令和6年8月1日から令和年7月31日	令和6年8月1日から令和7年7月31日
20・下1	<u>100</u> 分の2	<u>10</u> 分の2



教材改正 訂正情報

vol 4 2025. 5. 1

この情報は、2025 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の変更又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



労働経済・統計資料(「労務管理その他の労働に関する一般常識」関係)

(1) 労働時間の動向

＜労働時間＞（毎月勤労統計調査）

① 実労働時間数

＜企業規模 30 人以上＞

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 6 年	142. 8	1, 714	131. 1	1, 573	11. 8	141
令和 5 年	143. 8	1, 726	131. 7	1, 580	12. 2	146

＜企業規模 5 人以上＞

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 6 年	136. 9	1, 643	126. 9	1, 523	10. 0	120
令和 5 年	136. 3	1, 636	126. 3	1, 516	10. 0	120

＜産業別月間総実労働時間（企業規模 5 人以上）＞（毎月勤労統計調査）

- ② 令和 6 年の月間総実労働時間を産業別にみると、「運輸・郵便業」（165. 8 時間）、「建設業」（161. 5 時間）、「情報通信業」（157. 3 時間）等で長く、「飲食サービス業等」（88. 6 時間）、「生活関連サービス業等」（121. 4 時間）、「教育、学習支援業」（126. 1 時間）等で短くなっている。

<週休2日制等>（就労条件総合調査）

③ 週休2日制の状況（企業規模30人以上・調査産業計）

		何らかの週休2日制の適用	完全週休2日制の適用
企 業 数	令和6年	90.9%	56.7%
	令和5年	85.4%	53.3%
労働者数	令和6年	93.3%	65.2%
	令和5年	86.2%	61.2%

<年間休日総数>（就労条件総合調査）

- ④ 令和5年1年間の年間休日総数は、1企業平均で112.1日（前年110.7日）、労働者1人平均で116.4日（前年115.6日）となっている。

<年次有給休暇>（就労条件総合調査）

- ⑤ 労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数、取得日数、取得率（企業規模30人以上）

年	平均付与日数	平均取得(消化)日数	取得(消化)率
調 査 産 業 計	日	日	%
令 元	18.0	10.1	56.3
令 2	17.9	10.1	56.6
令 3	17.6	10.3	58.3
令 4	17.6	10.9	62.1
令 5	16.9	11.0	65.3

<変形労働時間制等>（就労条件総合調査）

- ⑥ 令和6年における変形労働時間制を採用している企業数割合は、60.9%（前年59.3%）であった。変形労働時間制の種類別に企業の採用状況を見ると、「1年単位の変形労働時間制」を採用している企業が32.3%（前年31.5%）,「1か月単位の変形労働時間制」が25.2%（前年24.0%）,「フレックスタイム制」が7.2%（前年6.8%）となっている。
- ⑦ 令和6年におけるみなし労働時間制を採用している企業数割合は、15.3%（前年14.3%）となっている。みなし労働時間制の種類別に企業の採用状況を見ると、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用している企業が13.3%（前年12.4%）,「専門業務型裁量労働制」が2.2%（前年2.1%）,「企画業務型裁量労働制」が1.0%（前年0.4%）となっている。

(2) 賃金の動向

<賃金水準等>

- ① 現金給与総額（企業規模5人以上・調査産業計）（毎月勤労統計調査）

令和6年の1人平均月間現金給与総額（名目賃金）は、2.8%増（前年1.2%増）の347,994円

となった。また、実質賃金は、**0.3%減**（前年2.5%減）であった。

- ② 前記①の令和6年の平均月間現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は**3.2%増**（前年1.8%増）の**453,256円**となり、パートタイム労働者は**3.9%増**（前年2.4%増）の**111,901円**となった（毎月勤労統計調査）。

- ③ 主要企業における春季賃上げ率及び額は、次のとおり（中央労働委員会調べ）。

令和元年	6,790円（2.18%）
令和2年	6,286円（2.00%）
令和3年	5,854円（1.86%）
令和4年	6,898円（2.20%）
令和5年	11,245円（3.60%）
令和6年	17,415円（5.33%）

（3）雇用の動向

① 労働力関係

（万人）

	15歳以上人口	労働力人口	全就業者	全雇用者	完全失業者	完全失業率%	労働力人口比率%	雇用者比率%
令和6	10,995	6,957	6,781	6,123	176	2.5	63.3	90.3
令和5	11,017	6,925	6,747	6,076	178	2.6	62.9	90.1

② 有効求人倍率

（倍）

平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25

③ 高年齢者の雇用状況（令和6年）

- ① 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の割合は、99.9%となっている。

なお、高年齢者雇用確保措置の内訳は「定年制の廃止」が3.9%、「定年の引き上げ」が28.7%、「継続雇用の導入」が67.4%となっている。

- ② 65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む。）の割合は、32.6%となっている。

- ③ 70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は、31.9%

④ 障害者の雇用状況（令和6年）

- ① 民間企業（法定雇用率2.5%）の実雇用率は、2.41%

- ② 民間企業の雇用障害者数は、67万7,461.5人

※①、②ともに過去最高を更新

- ③ 民間企業で法定雇用率達成企業の割合は、46.0%（4.1ポイントの低下）

⑤ 労働組合及び労働組合員の状況（令和6年）

- ① 労働組合数（単一労働組合）は、22,513組合（276組合減）

- ② 労働組合員数は、991万2千人（2万5千人減）

- ③ 推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、16.1%（0.2ポイント低下）

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

〔労働安全衛生法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
120・下5	栄養士	栄養士又は管理栄養士
120・下4	栄養士	前記①の栄養士又は管理栄養士

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
106・下10～ 下8	オ 労働保険事務組合に… <u>延納は認められな い</u> （則第27条第1項）。	オ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理 を委託する事業の場合、納付すべき概算保 険料の額のいかんにかかわらず、 <u>延納をす ることができる</u> （則第27条第1項）。

〔労務管理その他の一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
53・下9～下8	<u>3歳</u> に達したこと	小学校の就学の始期に達したこと

〔社会保険に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
64・下7と下 6との間	※以下を追加 <u>（注1） 表中の「被用者」の「国」が負担する「10/10」のうち、「6/10」は「こども・子育て支援納付金」，「4/10」は「事業主拠出金」を原資とし，「非被用者」の「国」が負担する「13/15」のうち，「9/15」は「こども・子育て支援納付金」，「4/15」は「国庫」を原資とする。</u>	
64・下4と 下3との間	※以下を追加 <u>（注2） 表中の「国」が負担する「7/9」のうち，「3/9」は「こども・子育て支援納付金」，「4/9」は「国庫」を原資とする。</u>	



教材改正 訂正情報

vol 5 2025. 6. 1

この情報は、2025 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



労働安全衛生法・雇用保険法・健康保険法・障害者雇用促進法の改正

概 要

(1) 労働安全衛生法

労働安全衛生規則第97条の「**労働者死傷病報告**」の報告を「**電子情報処理組織**（改正前は「様式」）」を使用して行うものとする改正が行われた（令和7年1月1日施行）。

(2) 雇用保険法

「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」の支給申請手続に係る雇用保険法施行規則が施行された（令和7年4月1日施行）。

(3) 健康保険法

令和6年6月1日に引上げ改正された入院時食事療養費に係る「**食事療養標準負担額**」及び入院時生活療養費に係る「**生活療養標準負担額（食費に係る部分）**」が、令和7年4月1日から再度、引上げ改正された（急激な食料品の高騰に伴う緊急措置）。

※「教材改正訂正情報（Vol. 1）」の 1 頁に掲載の「食事療養標準負担額」及び「生活療養標準負担額（食費に係る部分）」の金額については、以下に読み替えてください。

① 「食事療養標準負担額」

① 一般の被保険者 → 1食につき**510円**

② 低所得者（市町村民税非課税対象者） → 1食につき**240円**

※入院日数が90日を超える場合 → 1食につき**190円**

② 「生活療養標準負担額」のうち、「食費」に係る部分

① 一般又は上位所得被保険者 → 1食につき**510円**

② 低所得者（市町村民税非課税対象者） → 1食につき**240円**

(4) 障害者雇用促進法の改正

「障害者雇用調整金」及び「障害者雇用報奨金」の支給調整規定が新設された（令和7年度に支給される調整金及び報奨金から適用）。これにより、「障害者雇用調整金」及び「障害者雇用報奨金」の額は、以下のようになった。

＜障害者雇用調整金の月額＞

- ① 支給対象障害者の人数が、1～10人 → 29,000円
 ② 支給対象障害者の人数が、11人～ → 23,000円

＜障害者雇用報奨金の月額＞

- ① 支給対象障害者の人数が、1～35人 → 21,000円
 ② 支給対象障害者の人数が、35人～ → 16,000円

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

＜テキスト＞

〔労働安全衛生法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
102・下7～ 下1	※⑥の全文を以下に差替え ⑥ 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、報告書（労働者死傷病報告）を電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 この場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌末日までに、報告書を電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（則第97条）。	

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
137・上7と 上8との間	※以下を追加 ⑧ 被保険者は、<u>出生後休業支援給付金の支給を受けようとするときは、育児休業給付金の支給申請手続又は出生時育児休業給付金の支給申請手続と併せて、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書又は育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書に当該被保険者の配偶者が出生後休業支援給付金の支給要件に該当することを証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない（則第101条の42第1項）。</u> ⑨ 前記⑧にかかわらず、<u>育児休業給付金の支給申請手続又は出生時育児休業給付金の支給申請手続終了後に、出生後休業支援給付金の支給を受けることができるに至った被保険者は、出生後休業支援給付金の支給を受けようとするときは、当該支給を受けることができるに至った日の翌日から起算して10日以内に、当該被保険者の氏名、住所又は居所、被保</u>	

	険者番号，個人番号，出生後休業の申出に係る休業の初日その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書（「出生後休業支援給付金支給申請書」という。）に当該被保険者の配偶者が出生後休業支援給付金の支給要件に該当することを証明することができる書類を添えて，事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない（同条第2項）。
139・下1の下	※以下を追加 ⑩ 被保険者は，初めて育児時短就業給付金の支給を受けようとするときは，支給対象月の初日から起算して4か月以内に，当該被保険者の氏名，被保険者番号，個人番号，育児時短就業開始年月日，育児時短就業の申出に係る子の出産年月日，短縮前の1週間の所定労働時間，支給対象月中の1週間の所定労働時間及び支給対象月に支払われた賃金の額その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書（以下「育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書」という。）に休業等開始時賃金証明票，母子健康手帳，労働者名簿，賃金台帳その他の育児時短就業に係る子があることの実事，被保険者が雇用されていることの実事，1週間の所定労働時間が短縮されていることの実事，賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えて，事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし，やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは，事業主を経由しないで提出を行うことができる（則第101条の48第1項）。 ⑪ 公共職業安定所長は，前記⑩の規定により育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書を提出した被保険者が，育児時短就業給付金の支給要件に該当すると認めたときは，当該被保険者に対して当該支給申請に係る支給対象月について育児時短就業給付金を支給する旨を通知するとともに，その者が支給対象月（既に行った支給申請に係る支給対象月を除く。）について育児時短就業給付金の支給申請を行うべき期間を定め，その者に知らせなければならない（同条第2項）。

※「教材改正訂正情報（Vol.1）」の2頁に掲載の「健康保険法」の「改正・訂正補遺」については，以下に読み替えて，テキストの修正をしてください。

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
83・上2	1食につき <u>460</u> 円	1食につき <u>510</u> 円
83・上3	1食につき <u>210</u> 円	1食につき <u>240</u> 円
83・上4	<u>160</u> 円	<u>190</u> 円
83・上5	1食につき <u>100</u> 円	1食につき <u>110</u> 円
84・上7	1食につき <u>460</u> 円（ <u>420</u> 円（注1）， <u>260</u> 円（注2））	1食につき <u>510</u> 円（ <u>470</u> 円（注1）， <u>300</u> 円（注2））
84・上9	1食につき <u>210</u> 円	1食につき <u>240</u> 円
84・上11	1食につき <u>130</u> 円	1食につき <u>140</u> 円

〔労働に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
92・上1～上 6	※㊸, ㊹の全文を以下に差替え ㊸ 常時雇用する労働者が100人を超える事業主であって、<u>法定雇用率を超えて対象障害者を雇用する事業主については、超えた1人当たり月額29,000円（超えた人数（支給対象障害者の人数）が10人を超える場合は、超過人数分の支給額は23,000円）の障害者雇用調整金が支給される。</u> ㊹ 常時雇用する労働者が100人以下の事業主であって、<u>各月の常用労働者の4%相当の年度間合計数又は72人（6人×12月）のいずれか大きい数を超えて対象障害者を雇用している事業主については、超えた1人当たり月額21,000円（超えた人数（支給対象障害者の人数）が35人を超える場合は、超過人数分の支給額は16,000円）の障害者雇用報償金が支給される。</u>	

<マスターノート>

〔労働関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
83・上19～ 上20	次の表に基づき計算した…同額の と なる。	次の表に基づき計算した令和7年度の概算保 険料の額は、 A , 令和6年度の確定保 険料の額は、 B となる。
84・上11～ 下6	※全文を以下に差し替え また、設例の広告の事業は、「その他の各種事業」に該当するため、適用される労災保険率及び第1種特別加入保険料率（労災保険率と同一の率）は、<u>令和7年度及び令和6年度ともに、1,000分の3、雇用保険率は、令和7年度は1,000分の14.5、令和6年度は1,000分の15.5である。</u> <u>以上により、令和7年度の概算保険料の額及び令和6年度の確定保険料の額は、以下のとおりとなる。</u> ① 令和7年度の概算保険料の額 (A) ① $5,000万円 \times (3/1,000 + 14.5/1,000) = 875,000円$（一般保険料の額） ② $365万円 \times (3/1000) = 10,950円$（第1種特別加入保険料の額） ※特別加入保険料算定基礎額は、$1万円 \times 365 = 365万円$ ③ $875,000円 + 10,950円 = 885,950円$（令和7年度の概算保険料の額） ② 令和6年度の確定保険料の額 (B) ① $5,000万円 \times (3/1,000 + 15.5/1,000) = 925,000円$（一般保険料の額） ② $365万円 \times (3/1000) = 10,950円$（第1種特別加入保険料の額） ③ $925,000円 + 10,950円 = 935,950円$（令和6年度の確定保険料の額）	